

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	医療対策課	検索番号	9-1
法令名	言語聴覚士学校養成所指定規則	根拠条項	2-1	
許認可等	養成所の指定			
<p>(根拠規定)</p> <p>○言語聴覚士法 (受験資格)</p> <p>第三十三条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者(この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、三年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において二年(高等専門学校にあつては、五年)以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、一年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>三 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において一年(高等専門学校にあつては、四年)以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、二年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>四 (略)</p> <p>五 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、二年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>六 (略)</p> <p>○言語聴覚士学校養成所指定規則 (指定の申請手続)</p> <p>第二条 学校又は養成所について、文部科学大臣又は都道府県知事(以下「行政庁」という。)の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)の設置する学校又は養成所にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。)を記載</p>				

した申請書を行政庁に提出しなければならない。

- 一 設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 名称
- 三 位置
- 四 設置年月日
- 五 学則
- 六 長の氏名及び履歴
- 七 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- 八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- 九 教授用及び実習用の機械器具、模型及び図書の内容
- 十 実習施設の名称、位置及び開設者又は設置者の氏名（法人にあっては、名称）並びに当該施設における実習用設備の概要（施設別に記載したもの）
- 十一 収支予算及び向う二年間の財政計画

2 前項の申請書には、同項第十号に掲げる施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者又は設置者の承諾書を添えなければならない。

（学校及び養成所の指定基準）

第四条 法第三十三条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（法第三十三条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）又は言語聴覚士法施行規則（平成十年厚生省令第七十四号。以下「規則」という。）第十三条各号に掲げる者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、三年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。
- 四 別表第一に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに三を加えた数）以上は医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「医師等」という。）である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては三人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数）、その翌年度にあつては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数）とすることができる。
- 五 専任教員のうち少なくとも三人は、免許を受けた後法第二条に規定する業務を五年以上業として行った言語聴覚士（以下「業務経験五年以上の言語聴覚士」という。）であること。ただし、業務経験五年以上の言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては一人、その翌年度にあつては二人とすることができる。
- 六 一学級の定員は、十人以上四十人以下であること。
- 七 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。
- 八 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有すること。
- 九 教育上必要な機械器具、模型及び図書を有すること。

- 十 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
 - 十一 前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。
 - 十二 専任の事務職員を有すること。
 - 十三 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 2 法第三十三条第二号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。
 - 一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は規則第十四条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において二年（高等専門学校にあっては、五年）以上修業し、かつ、法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
 - 二 修業年限は、一年以上であること。
 - 三 教育の内容は、別表第二に定めるもの以上であること。
 - 四 別表第二に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち三人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに一を加えた数）以上は医師等である専任教員であること。
 - 五 専任教員のうち少なくとも一人は、業務経験五年以上の言語聴覚士であること。
 - 六 前項第六号から第十三号までに該当するものであること。
 - 3 法第三十三条第三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。
 - 一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は規則第十五条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において一年（高等専門学校にあっては、四年）以上修業し、かつ、法第三十三条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
 - 二 修業年限は、二年以上であること。
 - 三 別表第二に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに二を加えた数）以上は医師等である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては三人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあっては、一学級増すごとに一を加えた数）とすることができる。
 - 四 専任教員のうち少なくとも二人は、業務経験五年以上の言語聴覚士であること。ただし、業務経験五年以上の言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては一人とすることができる。
 - 五 第一項第六号から第十三号まで、及び前項第三号に該当するものであること。
 - 4 法第三十三条第五号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。
 - 一 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令に基づく大学を卒業した者又は規則第十七条で定める者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
 - 二 第一項第六号から第十三号まで、第二項第三号及び前項第二号から第四号までに該当するものであること。

別表第一（第四条関係）

教 育 内 容		単位数	備 考
基礎分野	人文科学二科目	二	一科目は統計学とすること。
	社会科学二科目	二	
	自然科学二科目	二	
	外国語	四	
	保健体育	二	
専門基礎分野	基礎医学	三	医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。
	臨床医学	六	内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉（いん）喉（こう）科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。
	臨床歯科医学	一	口腔（くう）外科学を含む。
	音声・言語・聴覚医学	三	神経系の構造、機能及び病態を含む。
	心理学	七	心理測定法を含む。
	言語学	二	
	音声学	二	
	音響学	二	聴覚心理学を含む。
	言語発達学	一	
	社会福祉・教育	二	社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。
専門分野	言語聴覚障害学総論	四	脳性麻痺（ひ）及び学習障害を含む。
	失語・高次脳機能障害学	六	
	言語発達障害学	六	
	発声発語・嚙（えん）下障害学	九	

	聴覚障害学	七	聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。
	臨床実習	十二	実習時間の三分の二以上は病院又は診療所において行うこと。
選択必修分野		八	専門基礎分野又は専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。
合 計		九十三	

備考 一 単位の計算の方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は言語聴覚士法施行規則第十五条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十二単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十一単位以上（うち基礎分野十二単位以上、専門基礎分野二十九単位以上、専門分野三十二単位以上及び選択必修分野八単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 学校教育法に基づく大学は、基礎分野については、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表第二（第四条関係）

教育内容		単位数	備 考
専門基礎分野	基礎医学	三	医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。
	臨床医学	六	内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉（いん）喉（こう）科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。
	臨床歯科医学	一	口腔（くう）外科学を含む。
	音声・言語・聴覚医学	三	神経系の構造、機能及び病態を含む。
	心理学	七	心理測定法を含む。
	言語学	二	

	音声学	二	
	音響学	二	聴覚心理学を含む。
	言語発達学	一	
	社会福祉・教育	二	社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。
専門分野	言語聴覚障害学総論	四	
	失語・高次脳機能障害学	六	
	言語発達障害学	六	脳性麻痺（ひ）及び学習障害を含む。
	発声発語・嚙（えん）下障害学	九	吃（きつ）音を含む。
	聴覚障害学	七	聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。
	臨床実習	十二	実習時間の三分の二以上は病院又は診療所において行うこと。
	合 計	七十三	

- 備考 一 単位の計算の方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。
- 二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は言語聴覚士法施行規則第十五条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、免除することができる。
- 三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十二単位以上及び臨床実習以外の教育内容六十一単位以上（うち専門基礎分野二十九単位以上及び専門分野三十二単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

（審査基準）

愛媛県言語聴覚士養成所指導要領（平成27年6月16日27医第347号保健福祉部長通知）

愛媛県言語聴覚士養成所指導要領

第一 一般的事項

- 1 言語聴覚士学校養成所指定規則（以下「指定規則」という。）第2条第1項に規定する指定申請書は、遅くとも授業を開始しようとする日の6か月前までに知事に提出すること。

- 2 指定規則第3条第1項の変更の承認申請書は、遅くとも変更を行おうとする日の3か月前までに知事に提出すること。
- 3 養成所の設置者は、法人であること。
- 4 敷地、校舎の位置及び環境が、教育上適切であること。
- 5 指定規則第2条第2項に規定する実習施設の承諾書は別記書式により、実習指導者の履歴書を添付のうえ提出すること。

第二 学生に関する事項

- 1 学則に定められた学生の定員を守ること。
- 2 入学資格の審査は、法令の定めるところに従い適正に行うこと。
- 3 入学の選考は、適正に行うこと。
- 4 学生の出席状況を確実に把握し、出席状況の不良な者（例えば欠席日数が当該学年の出席すべき日数の3分の1を超える者）については、進級又は卒業を認めないこと。
- 5 入学、進級、卒業、成績、出席状況等学生に関する記録が確実に保存されていること。
- 6 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。

第三 教員に関する事項

- 1 専任教員の数は、定員又は学級数に応じて増加すること。
- 2 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は過重にならないよう15時間を標準とすること。
- 3 各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち5人以上（言語聴覚士法（平成9年法律第132号。以下「法」という。）第33条第2号の養成所にあつては3人以上、同条第3号又は第5号の養成所にあつては4人以上）は、医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する専任教員であること。ただし、医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する専任教員の数は、当該養成所が設置された年度にあつては3人、その翌年度にあつては4人とすることができること。
また、1学年に2つ以上の学級を持つ養成所にあつては、前記の他に1学級増える毎に3人（法第33条第2号の養成所にあつては1人、同条第3号又は第5号の養成所にあつては2人）の専任教員を置くこと。ただし、当該養成所が設置された年度にあつては1学級増える毎に1人、その翌年度にあつては1学級増える毎に2人とすることができること。
- 4 専任教員のうち、少なくとも3人（法第33条第2号の養成所にあつては1人、同条第3号又は第5号の養成所にあつては2人）は、免許を受けた後5年以上法第2条に掲げる業務に従事した言語聴覚士であること。ただし、当該養成所が設置された年度にあつては1人、その翌年度にあつては2人とすることができること。

第四 授業に関する事項

1 単位制について

（1）単位の計算方法

ア 基本的計算方法

1 単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

基礎分野の授業科目は、実験、体育実技等であっても講義又は演習に含まれること。

イ 臨床実習

臨床実習については、1単位を40時間以上の実習をもって構成すること。

ウ 時間数

時間数は、実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

(2) 履修単位数及び時間数

教育課程の編成に当たっては、基礎分野12単位以上で360時間以上、専門基礎分野29単位以上で840時間以上、専門分野（臨床実習を除く）32単位以上で945時間以上、臨床実習12単位以上で480時間以上及び選択必修分野8単位以上で210時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

(3) 単位の認定

ア 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は言語聴覚士法施行規則第十五条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に替えることができること。

(4) 選択必修分野

選択必修分野については、指定規則別表第1に掲げる専門基礎分野及び専門分野の教育内容とは別に、一般臨床医学30時間及び実習を含む解剖学45時間を行うことが望ましいこと。

第五 施設設備に関する事項

1 同時に授業を行う学級の数を下らない専用の普通教室を有すること。

1の授業科目について同時に授業を行う学生の数は、40人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる場合は、この限りでないこと。

2 専用の実習室及び図書室を有すること。

実習室は、基礎実習室、検査室（防音設備のあるもの）、訓練室（観察室のあるもの）、教材作成室、ロッカールーム（又は更衣室）を有すること。

3 教育上必要な機械器具、模型及び図書を有すること。

(1) 教育上必要な機械器具及び模型は、別表を標準として整備することが望ましいこと。

(2) 図書室に有すべき教育上必要な専門図書（洋書を含む）は、1000冊以上（法第33条第2号、第3号又は第5号の養成所にあつては500冊以上）が望ましいこと。

第六 臨床実習施設に関する事項

1 臨床実習施設は、言語機能、音声機能及び聴覚に関する訓練、検査等の実習を行うにふさわしい施設であり、以下の要件を備えていること。

(1) 実習指導者は、言語聴覚士の免許を受けた後5年以上法第2条に掲げる業務に従事した者で、かつ、当該施設において専ら法第2条に掲げる業務に従事していること。

(2) 実習指導者1人が担当する学生の数は、2人を限度とすること。

(3) 臨床実習施設には、専用の訓練室及び実習を行う上に必要な機械器具を有すること。

(4) 臨床実習のうち320時間以上は、病院又は診療所において行うこと。

第七 その他

(1) 入学科、授業料及び実習費等は適当な額であり、学生又は父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。

(2) 指定規則第5条の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。

なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告すること。

第八 広告及び学生の募集行為に関する事項

(1) 広告については、申請書（設置計画書）が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中（設置計画）であることを明示すること。

(2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

別表

教育上必要な機械器具、標本、模型

1 機械器具

ビデオ録画システム（カメラ、テレビ、ビデオコーダ含む）		2式
ビデオモニタシステム（VHS、8ミリ、テレビ）	10人に1台以上	1学級分
携帯用ビデオカメラ（VHS、8ミリ）		各学級1台以上
音声録音再生装置（カセット、CD、MD等）	10人に1台以上	1学級分
オーディオメータ（JIS診断用I型）	10人に1台以上	1学級分
自記オーディオ用レコーダ	20人に1台以上	1学級分
幼児聴力検査装置（COR検査、PS検査等が可能なもの）	20人に1台以上	1学級分
インピーダンスオーディオメータ	20人に1台以上	1学級分
補聴器特性測定装置	20人に1台以上	1学級分
人工内耳マッピングシステム		1台以上
騒音計		20人に1台以上
音響分析装置		1台以上
発音訓練装置		1台以上
呼吸発声機能測定装置		1台以上
オシロスコープ		1台以上
ファンクションジェネレータ		1台以上
パーソナルコンピューター式	20人に1台以上	1学級分
シャーカステン		各学級1台以上
心理検査・言語検査用具（各種）		適当数
補聴器（数種類）		適当数
人工喉頭（電気式、笛式）		各1台以上

コミュニケーションエイド (各種)	相当数
訓練教材 (各種)	相当数
発声発語器官検査用具一式 (鼻息鏡等)	相当数

2 模型

人体解剖模型	1 台以上
聴覚系解剖模型	1 台以上
発声発語・嚥下系解剖模型	1 台以上
神経系解剖模型	1 台以上

(その他)